

公 告

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田 武彦

下記のとおり一般競争入札を実施します。「陸上自衛隊の入札及び契約心得」、「建設工事に係る入札心得書」及び「建設工事に係る標準契約書」の契約条項等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 明野(6)飛行場塗装
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 三重県伊勢市小俣町明野5593-1 陸上自衛隊明野駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和7年3月31日(月)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の「土木一式工事」D等級以上、「ほ装工事」C等級以上のいずれかを有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む)
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (11) 情報保全に係る履行体制について、適正な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 契約条項等及び示す場所等

- (1) 契約条項
 - ア 基本契約条項: 建設工事請負契約条項
 - イ 特約条項 : 談合の不正防止に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項
- (2) 仕様書及び入札資料(データ)は、航空学校会計課事務所で令和7年1月31日(金)から入札日まで配布する。入札参加希望者の要望によりメール等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:30~16:30)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

- (2) 入札場所 : 陸上自衛隊航空学校会計課入札室
(3) 入札日時 : 令和7年2月27日(木) 14時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。契約金額が150万円を超える場合は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の補償金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 総額
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、入札に関係のない職員のくじ引きにより落札者を決定する。再度入札の場合は、別途連絡する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 入札金額の内訳を記載した工事費内訳明細書(様式随意)を提出すること。工事内訳書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。工事費内訳明細書を提出しない場合、又は提出された工事費内訳明細書の内容に不備(入札金額と工事費内訳明細書の総額の著しい相違等)がある場合は、原則として当該入札を無効とする。
- (5) 入札書及び工事内訳書は各々に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

9 その他

- (1) 令和7年2月20日(木) 15時00分までに下記の資料を提出すること。(FAX・メール可)
ア 情報保全に係る履行体制についての確認書類
平成31年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成(完了)した実績を有している者は別紙第1の誓約書を提出し、有していない者は別紙第2の誓約書を提出すること。
イ 資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票
- (2) 情報保全に係る履行体制についての最終確認
入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、属紙第1から属紙第4までの資料を求めることがある。(メール可)提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。
- (3) 郵便入札は、令和7年2月26日(水) 17時00分必着分までを有効とする。入札書等を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること
- (4) 電話・電報・FAX・メール等による入札は認めない。

- (5) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。
- (6) 陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書等は、航空学校会計課事務室で閲覧できる。また、中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (7) 請負金額が300万円上の場合、前払金保証証書の預託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払に応ずる。
- (8) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (9) 入札状況により、別添「低価格入札に係る特別重点調査について」に対する協力をお願いする場合があります。
- (10) 調整連絡先
〒519-0596 三重県伊勢市小俣町明野5593-1 陸上自衛隊航空学校
- ア 入札及び契約手続き等に関する事項
航空学校会計課 担当：山田（やまだ）
TEL：0596-37-0111（内線230）
FAX：0596-37-2804（直通）
メール：fin-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp
- イ 仕様書内容及び現場等に関する事項
航空学校管理課 担当：雨宮（あめみや）
TEL：0596-37-0111（内線283）

本公告は、陸上自衛隊航空学校会計課
中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。



明 野 （ 6 ） 飛 行 場 塗 装

陸 上 自 衛 隊 明 野 駐 屯 地

工 事 件 名	明 野 （ 6 ） 飛 行 場 塗 装				図 面 番 号	1 / 4
図 面 名 称	表 紙				縮 尺	
管 理 課 長	営 繕 班 長	工 事 企 画				作 成 者
航空学校総務部管理課営繕班				作成年月日	令和 7 年 1 月 1 0 日	

工 事 仕 様 書

1 工 事 件 名：明 野（6） 飛 行 場 塗 装

2 工 事 場 所：三 重 県 伊 勢 市 小 俣 町 明 野 5593-1 陸 上 自 衛 隊 明 野 駐 屯 地

3 工 期：契 約 日 から 令 和 7 年 3 月 3 1 日

4 概 要：表 示 塗 装（実 線 白 色 幅 150mm 換 算） 6,468m
既 設 ライン 抹 消（抹 拭 式 幅 150mm 換 算） 6,468m

5 一 般 事 項

（1）本 工 事 は、本 仕 様 書 及 び 国 土 交 通 省 空 港 土 木 工 事 共 通 仕 様 書 に 基 づ き 実 施 す る。

（2）本 工 事 で 使 用 す る 材 料 は 全 て 新 品 と し、標 準 仕 様 書 に 記 載 さ れ た 規 格 と す る。

（3）請 負 業 者 は 現 場 代 理 人 を 選 定 し、工 事 現 場 に 常 駐 さ せ る。

（4）工 事 写 真 は、着 工 前 ・ 施 工 中 ・ 竣 工 後 及 び 隠 ぺ い 部、そ の 他 監 督 官 が 指 示 す る
箇 所 を 撮 影 し、整 理 し て 提 出 す る。

（5）請 負 業 者 は、契 約 後 に 現 地 確 認 を 行 い、日 程 を 調 整 し 工 程 表 を 提 出 す る。

（6）工 事 実 施 中 に 施 設 等 に 損 傷 を 与 え た 場 合 は、速 や か に 監 督 官 に 報 告 す る と と も
に、請 負 業 者 の 責 任 に お い て 現 状 復 旧 さ せ る。

（7）工 事 現 場 及 び 監 督 官 か ら 許 可 を 得 た 場 所 以 外 の 立 ち 入 り は 禁 止 と す る。

（8）そ の 他 不 明 な 事 項 は、監 督 官 と 協 議 を 行 う。

6 特 記 事 項

（1）種 別 は ト ラ フ ィ ッ ク ペ イ ン ト 溶 融 式、施 工 方 法 は ペ イ ン ト 式 溶 剤 型 と し、ガ ラ
ス ビーズ 入 り と す る。規 格 仕 様 は 以 下 の 通 り と す る。

・ ト ラ ッ ク ペ イ ン ト 溶 融 式 JIS K 5665 3 種 1 号

・ ガ ラ ス ビーズ JIS R 3301

（2）塗 装 に 際 し て は、設 置 路 面 の 清 掃 を 行 い、水 分、埃 等 を 取 り 除 き、均 一 に 接 着
す る よ う に 実 施 す る。

（3）塗 装 作 業 は、土 日 祝 日 で の 作 業 を 基 準 と し、監 督 官 と 調 整 の 上、工 程 表 を 提 出
す る。

（4）工 事 中 に お い て、急 を 要 す る 部 隊 飛 行 機 の 運 行 所 要 が 発 生 し た 場 合 は 作 業 を 中
止 し、監 督 官 の 指 示 に 従 う こ と。

（5）既 設 ライン 抹 消 時 に 発 生 す る 塗 料 粉 塵 に つ い て は、フ レ キ シ ブ ル コ ン テ ナ バ ッ
グ 等 に 集 積 し、官 側 に 引 き 継 ぐ。

7 提 出 資 料

（1） 着 工 届 （着 工 前） 2 部

（2） 現 場 代 理 人 届 （契 約 後 速 や か に） 2 部

（3） 現 場 代 理 人 略 歴 書 （契 約 後 速 や か に） 2 部

（4） 工 程 表 （契 約 後 速 や か に） 2 部

（5） 工 事 日 誌 （竣 工 後 速 や か に） 1 部

（6） 工 事 打 合 せ 簿 （竣 工 後 速 や か に） 2 部

（7） 材 料 検 査 簿 （竣 工 後 速 や か に） 1 部

（8） 工 事 竣 工 届 （竣 工 後 速 や か に） 2 部

（9） 工 事 写 真 （竣 工 後 速 や か に） 1 部

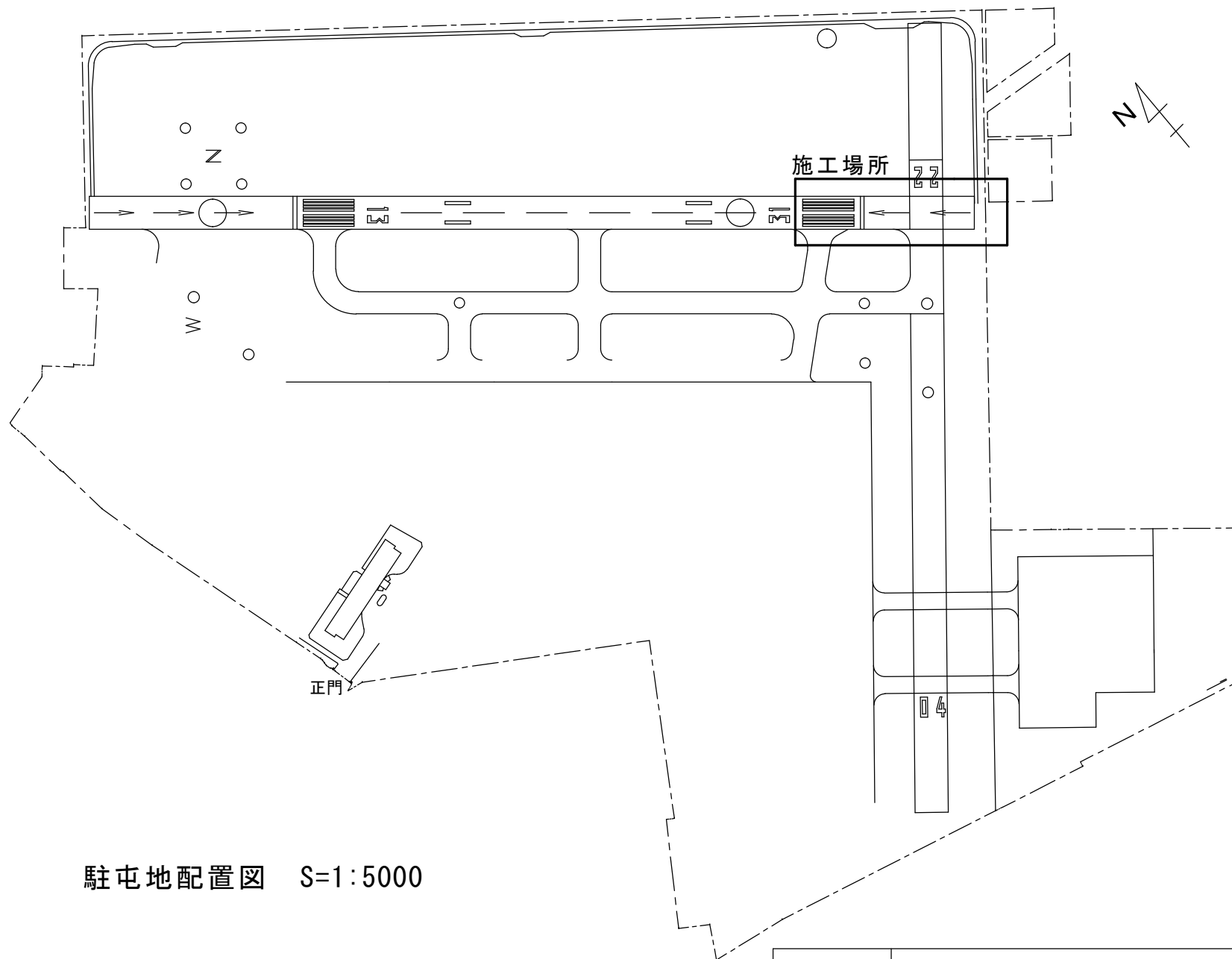
（10） 使 用 材 料 承 認 図 （契 約 後 速 や か に） 1 部

（11） そ の 他 監 督 官 が 指 示 す る 書 類 （随 時）

8 そ の 他

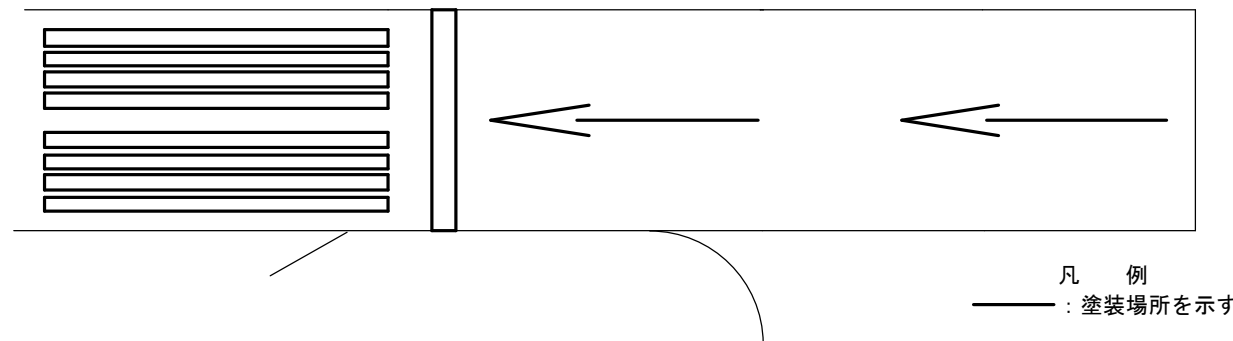
本 工 事 は、工 事 完 了 検 査 後、提 出 書 類 す べ て の 合 格 を も っ て 工 事 完 成 と す る。

工 事 件 名	明 野（6） 飛 行 場 塗 装	図 面 番 号	2 / 4
図 面 名 称	仕 様 書 ほ か	縮 尺	
航 空 学 校 総 務 部 管 理 課 営 繕 班		作 成 年 月 日	令 和 7 年 1 月 1 0 日

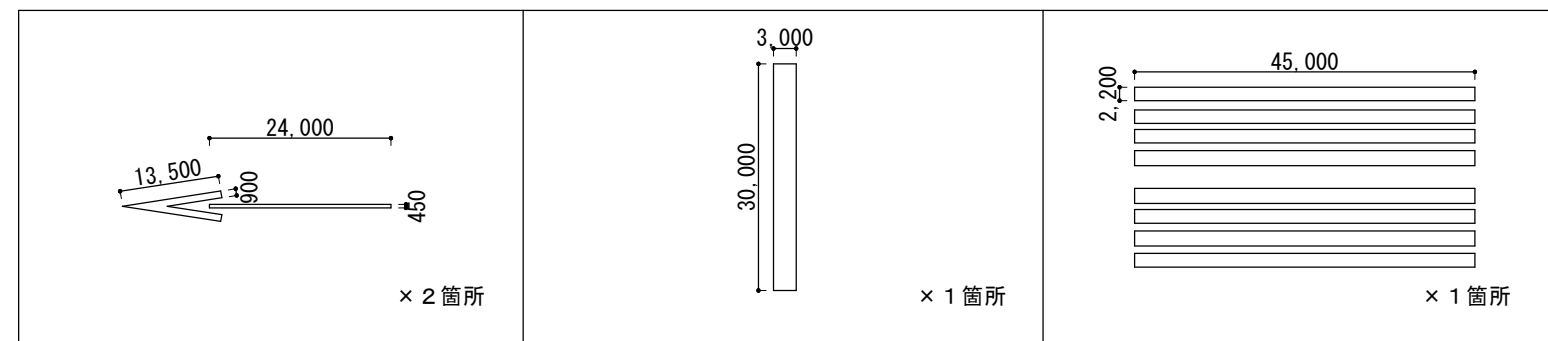


駐屯地配置図 S=1:5000

工事件名	明野（6）飛行場塗装	図面番号	3 / 4
図面名称	仕様書ほか	縮 尺	図 示
航空学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和7年1月10日



施工範囲全体図 S=1/1000



塗装標識詳細図 S=1/1000

工事件名	明野（６）飛行場塗装	図面番号	４／４
図面名称	仕様書ほか	縮 尺	図 示
航空学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和７年１月１０日

誓 約 書

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者もしくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理） 技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	

	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不用な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田 武彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）
役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンス	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社当が存在しない		

- 注： 1 不用な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP 等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注：1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田 武彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※属紙第3の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

令和 年 月 日

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記工事について、次の権限を委任します。

記

工事名：明野（６）飛行場塗装

委任事項

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 契約履行について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 その他上記工事（業務）に関する一切の件

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

資金前渡官吏

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

入 札 書

工事名：明野（６）飛行場塗装

入札金額（税抜）：

上記の金額をもって、公告及び入札心得書等の条項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

入 札 辞 退 届

工事名

明野（6）飛行場塗装

上記工事について、都合により入札を辞退します。

（辞退理由）

--

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

代理人氏名

代理人電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

市 場 価 格 調 査 書

金額¥ (税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額 (税抜)
明野 (6) 飛行場塗装	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				

令和 年 月 日

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田 武彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

【市場価格調査書の提出要領】
1 提出期限 : 令和7年2月20日 (木) 15時00分まで
2 提出方法 : メール、FAX等
3 仕様書「明野 (6) 飛行場塗装」をご確認の上、調査金額をご記入ください。
4 内訳書を添付してください。項目は、仕様書の工事内容を基準にお願いします。

【連絡先】
陸上自衛隊航空学校会計課 担当: 山田 (やまだ)
TEL: 0596-37-0111 (内線230)
FAX: 0596-37-2804 (直通)
メール: fin-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp
(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入札参加受付票

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 山田 武彦 殿

- 1 入札件名
明野（6）飛行場塗装
- 2 入札日時
令和7年2月27日（木）14時00分
- 3 入札参加希望業者
社名、住所、代表者名、連絡先等

住 所
商号又は名称
役 職
代 表 者 氏 名
代表者電話番号
担 当 者 氏 名
担当者電話番号
F A X 番 号
メールアドレス

- 4 入札参加方法（該当欄に○印）

当日参加	事前提出

※インフルエンザ感染防止対策のため、事前提出を推奨しております。

(入札説明書・技術資料募集要領記載例)

・低価格入札に係る特別重点調査について

- 1 本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情を聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）別表第2第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2 その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第1号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式4）

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式5）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式6－1、様式6－2）

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式8－1）

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式8－2）

ア 他社から購入を予定している場合

(ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。)

(イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

(ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。)

(9) 手持ち機械の状況（様式9－1）

ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式 9－2）

ア 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去 1 年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式 10－1）

ア 自社労務者を充てる場合

(ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去 3 か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去 1 年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式 10－2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式 11）

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去 1 年以内に

建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 1 2）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去 1 年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 1 3－1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 1 3－2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（様式 1 3－3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全教育等）（様式 1 4－1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合

において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14-3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（様式 15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（様式 16）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの